

塩竈市子ども・子育て会議（平成 28 年度第 3 回）議事概要 報告書

1. 会議名	塩竈市子ども・子育て会議（平成 28 年度第 3 回）
2. 日時	平成 29 年 1 月 26 日（木） 18:30 ～ 21:00
3. 場所	塩竈市市民交流センター会議室（壱番館 5 階）
4. 出席者	<子ども・子育て会議委員> 14 名 <塩 竈 市> 6 名 健康福祉部長、子育て支援課長、子育て支援課職員 4 名

<議 事 概 要>

1. 開 会 司会（子育て支援課長）
2. 挨拶 部長から
3. 議 事 議事前に資料確認後議事

（1）報告事項

- ①塩竈市藤倉児童館及び放課後児童クラブの指定管理について
 - ・資料 1 「塩竈市藤倉児童館及び放課後児童クラブの指定管理について」を利用し、経過と指定管理者の概要を報告
- ②塩竈アフタースクール事業について
 - ・資料 2 「塩竈アフタースクール事業について」を利用し、事業経過を報告
- ③平成 29 年度保育所（園）及び仲よしクラブの申請状況について
 - ・資料 3 「平成 29 年度保育所（園）及び仲よしクラブの申請状況について」を利用し、申請状況を説明
- ④小学校入学用品等助成事業について
 - ・資料 4 「小学校入学用品等助成事業について」を利用し、制度概要を説明

（2）協議事項

- ①平成 29 年度 利用定員について
 - ・資料 5 「平成 29 年度 利用定員について」を利用し、平成 29 年度の利用定員について協議、承認いただいた。
- ②海岸通地区における子育て支援施設整備事業について
 - ・資料 6 「海岸通地区における子育て支援施設整備事業について」を利用し、事業の経過と概要を説明。

4. そ の 他

- ・次回会議は、後日連絡

<主なご意見等の内容>

◆報告事項

①塩竈市藤倉児童館及び放課後児童クラブの指定管理について

- 【委員】指定管理になり、母親クラブやその他団体との関係はどうなりますか。
- 【事務局】指定管理者であるワーカーズユープは地域との関わりに重点を置く団体ですので、母親クラブなどについては、これまでとおりの活動ができるよう調整していきます。また、補助金等についてもこれまでどおり市で支給する予定です。
- 【委員】指定管理者の選定の際、委員はご意見カードの意見を参考にしたのですか。
- 【事務局】各委員にご意見カードの写しを配布し、参考に採点していただきました。
- 【議長】参考として採点に反映させたかどうかは、各委員の判断で行われました。
- 【委員】支援が必要な児童への対応について、しっかりと明示されたのですか。
- 【事務局】指定管理者は、放課後等デイサービスも運営している団体ですので、職員研修にそのノウハウを活かして、児童への対応力を高めていきます。また、支援が必要な児童も積極的に集団生活の中で受け入れていく方針です。
- 【委員】提案や方針が為されているかどうか、市でも運営実態の把握に努めてください。
- 【委員】指定管理者、市、学校の関係はどうなりますか。
- 【事務局】指定管理になっても学校の協力は必要不可欠でありますので、月1回の定例連絡運営会議を開き、市が指定管理者と学校の間に入ってこれまでどおり連携していくよう実施したいので、学校側にも協力をお願いしてまいります。
- 【委員】学校は、仲よしクラブと直接的なやりとりを行うのではなく、児童館や子育て支援課を通じてやりとりする形になるのでしょうか。
- 【事務局】指定管理者は各校にクラブリーダーを配置予定ですので、日常的なやりとりは、これまでどおり仲よしクラブと行っていただくこととなります。
- 【委員】支援が必要な児童について、診断だけでは児童の状況は把握できないこともあります。職員加配しないとクラブ運営が難しい場合があるので、引き継ぎ作業等も含めしっかりと対応をお願いしたい。

②塩竈アフタースクール事業について

- 【委員】委託事業者とコーディネイト事業者の違いは何ですか。
- 【事務局】委託事業者は平成28年度に実施するニーズ調査と事業計画の策定を行う事業者のことになります。コーディネイト事業者は、平成29年度から事業を実施していく事業者になります。
- 【委員】交付金対象のこの事業期間の終了後も継続して事業を実施していくのですか。
- 【事務局】事業期間終了後は、市で事業を継続する予定ですが、各々で実施している事業については、自立性を持って運営される見込みです。そのため、事業によっては利用

料金を設定するものもあると想定しています。例えば、実施するかは未定ですが、子ども食堂を実施する場合には、企業の協賛などで自立することができるかと思えます。

【議長】 交付金を募集するときに事業の継続性は求められているのですか。

【委員】 自立して継続することが求められています。

④小学校入学用品等助成事業について

【委員】 制度の周知方法はどのようなのですか。また、今後も継続する事業なのですか。

【事務局】 対象者を特定するのは難しいため、学校を通じて周知を行い、該当する方に申請していただくことを考えています。また、この制度は宮城県の補助金を利用して実施するものですが、今後も継続して実施されると想定しています。

【委員】 具体的な周知時期や方法は。

【事務局】 基準日が5月1日であるため、4月中旬頃に周知する予定です。周知方法は学校を通じて実施し、他に市の広報やホームページを利用して行う予定です。

【委員】 制度の周知方法として、次回以降は、就学児健診を利用してもっと早く周知を図り、入学用品等を保護者が安心して買えるように検討して欲しい。

【事務局】 基準日は、転入・転出時期を踏まえ、5月1日となっていて変更はできませんが、事前の制度周知については、就学児健診時などに実施できるか検討していきます。

【委員】 準要保護とあわせての支給はありますか。

【事務局】 この助成金は祝い金の性質もあることからどちらも支給になると思いますが、後日確認します。

【議長】 収入に関係なく支給されるものなのですか。

【事務局】 家庭の収入状況に関係なく支給するものです。

【委員】 なぜ、小学校の第3子以降のみなのですか。第1子でも家庭に負担はあるのに。

【事務局】 今回はまず、多子世帯の負担を軽減しようとするものです。県の制度が変更された場合などは、さらに拡充する場合もありえますが、市独自の助成等については今後検討していきます。

【議長】 県の補助金の規定に第3子の要件があるのですか。

【委員】 はい、そのとおりです。

◆協議事項

①平成29年度 利用定員について

【委員】 この利用定員は資料3と整合性があるのですか。

【事務局】 一定程度関係しておりますが、これまでの児童状況や保育士数、部屋の広さなど、各保育園で判断し、認可定員内で利用定員を設定しております。

【委員】 利用定員は簡単に変更するものではなく、現在入所している児童が継続することを想定して設定するものではないのですか。

【事務局】 児童の継続も考慮し、各園で設定してもらっている人数になります。

【委員】 0歳児の利用定員は、保育スペースや保育士数、嘱託医の問題を考えた利用定員

となっていますか。

【事務局】 嘱託医については、各保育所で医師会の協力を得て委嘱しております。0歳児では保育士の配置が3:1と1歳児より保育士の数が必要となりますし、保育スペースでも1人あたり3.3㎡とより広い面積が必要となりますが、その状況も含め利用定員を設定しております。

【議長】 公立保育所の場合は、配置基準は3の倍数で私立保育園は児童数に合わせた配置になっているということでしょうか。

【事務局】 公立保育所では、0歳児の場合は3:1という職員の配置基準を守っています。私立保育園では、部屋によって0歳児と1歳児が混合している場所などありますが、基本は同様の配置基準を守りながら安全に保育を実施しています。

【委員】 保育士の募集の状況と、集まらない場合の対応策はどうしているのですか。

【事務局】 保育士については、全国的に不足している状況で、様々な手段で確保に努めています。現在、クラス担当においては、しっかりと配置人数を確保しておりますが、加配職員や、特に延長保育の人材が集まりづらい状況です。

②海岸通地区における子育て支援施設整備事業について

【委員】 定員は40名ですが、年齢ごとの定員は決まっているのですか。

【事務局】 まだ決まっていません。今後、定めていくこととなります。

【委員】 施設内にホールはあるのですか。

【事務局】 可動式の壁を考えています。それでホールに代わる場所を確保する予定です。

【委員】 2階が保育施設ですと、車のスペースはどうなるのですか。公共駐車場との連結はあるのですか。

【事務局】 送迎用の車は公共の立体駐車場になりますが、2階で接続するなどの予定はありません。

【委員】 立体駐車場の中で優先的に保育所・こころん用のスペースを確保できるのですか。利用性を考えると絶対必要になってくると思います。

【事務局】 今後、交渉していきます。

【議長】 1階は、商業施設が入るとのことですが、どのような施設が予定されていますか。それにより保育環境が大きく違うことになると思います。

【事務局】 未定です。

【議長】 飲食店が入る予定はありますか。もし入る場合、火を取り扱うことになりそうです。避難経路などの問題があり、安全性を確保する視点が必要となります。入る事業者についてはその点にも注意してください。

【事務局】 飲食店は2番地区に入る予定です。現在では、1階に入る予定はありません。

【委員】 新浜町保育所はいつまで実施するのですか。

【事務局】 平成31年度までの予定です。

【委員】 その場合、今後定員の変更はあるのですか。また新浜町保育所のお子さんはすべて新しい施設に移るのですか。

【事務局】 現在も43名の入所なので、特に定員を変更する予定はありません。また、入所しているお子さんは近場の方だけでなく、入所調整により市内各地から通われて

います。平成31年度閉所後の移る施設も入所調整によって決まると思われます。

【委員】途中で保育所が変わるとするのは保護者にとっても児童にとっても大変負担になることなので、移転先の希望なども含め、保護者説明会などしっかり実施して欲しい。

【事務局】直接的な影響を受ける対象は、現在の1歳児以降になります。

【議長】来年度から募集を停止するのですか。

【事務局】募集を停止するのではなく、廃止にご理解をいただいた上での入所をお願いすることになります。

【議長】移行するときのスケジュールや保育所の調整方法など、移行に伴うノウハウが必要となってくると思いますので、先行自治体等に確認しておく方が良いと思います。